

燕市子育て世帯移住・就業等支援事業補助金交付要綱

令和 6 年 4 月 1 日

告示第 163 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、子育て世帯の移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、新潟県と共同して行う燕市子育て世帯移住・就業等支援事業において、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)から燕市に移住した者に対して、予算の範囲内において燕市子育て世帯移住・就業等支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、新潟県子育て世帯移住・就業等支援事業実施要領(令和 6 年 3 月 26 日付けしごと第 1055 号新潟県産業労働部しごと定住促進課長通知。以下「県実施要領」という。)及び燕市補助金交付規則(平成 18 年燕市規則第 48 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額)

第 2 条 補助金の金額は、50 万円とする。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、県実施要領に定める交付要件を満たす者とする。ただし、新潟県の実施する起業支援事業の対象となった者にあつては、補助金の交付申請日から遡って 1 年以内に当該事業に係る起業支援金の交付決定を受けている者を対象とする。

2 県実施要領に定める本市の関係人口の対象範囲は、本市の応援(燕)人口拡大創出事業のつばめサポートクラブ又はふるさと燕若者応援事業のつばめいとに登録されている者であつて、移住前に次の各号のいずれかに該当すると認められるものとする。

(1) 移住相談等を行った者

(2) 市主催の移住体験ツアーに参加した者

(3) つばめサポートクラブ又はつばめいとの会員向けのイベントに参加した者

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「補助申請者」という。)は、燕市子育て世帯移住・就業等支援事業補助金交付申請書(様式第 1 号)に、就業証明書(様式第 2 号)又は就業証明書(テレワーク用)(様式第 2 号の 2)若しくは前条第 1 項に定める起業支援金の交付決定通知書の写しその他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 5 条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、燕市子育て世帯移住・就業等支援事業補助金交付決定通知書(様式第 3 号)又は燕市子育て世帯移住・就業等支援事業補助金不交付決定通知書(様式第 4 号)により、補助申請者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金の交付請求)

第 6 条 交付決定者は、当該補助事業が完了した日から起算して 30 日以内又は交付決定を受けた日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、燕市子育て世帯移住・就業等支援事業補助金実績報告書兼請求書(様式第 5 号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第 7 条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この告示の規定又は補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が指示した事項に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかにその理由を付して、燕市子育て世帯移住・就業等支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第 6 号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 8 条 市長は、補助金の交付を受けた者が別表に掲げる要件に該当する場

合であって、既に補助金の交付がなされているときは燕市子育て世帯移住・就業等支援事業補助金返還請求書(様式第7号)により補助金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして燕市が新潟県と協議して認めた場合はこの限りでない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第8条関係)

全額の返還を 求める場合	ア 虚偽の申請等をした場合 イ 補助金の申請日から3年未満に燕市から転出した場合 ウ (就業の場合のみ)補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たさず職を辞した場合 エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合
半額の返還を 求める場合	補助金の申請日から3年以上5年以内に燕市から転出した場合

附 則

この告示は、告示の日から施行する。